

第 53 回琵琶湖レジャー利用適正化審議会【議事録】

■日時：令和 2 年 9 月 14 日（月）10 時～12 時

■場所：滋賀県大津合同庁舎 7-D 会議室

■出席委員：井手委員（会長）、岩嵯委員（リモート）、植田委員、浦部委員（リモート）、黒須委員（リモート）、辻村委員、水谷委員、吉田委員
【出席 8 名、欠席 7 名】

会議次第

1. 開会

- ・琵琶湖環境部技監挨拶

2. 議事

- ・事務局より（1）令和 2 年度夏季利用状況調査等結果について
（2）琵琶湖レジャー利用適正化基本計画の改定の方向（素案）について
（3）その他

議事について説明後、それぞれ以下のとおり審議が行われた。

（事務局） 議事（1）令和 2 年度夏季利用状況調査等結果について説明。

（会長） はい、ありがとうございます。

ただいま今年度の夏季利用状況調査ならびに各種アンケート調査の結果についてご報告をいただきました。

ただいまのご報告内容につきまして、何かご質問等ございますでしょうか。

（委員） 資料の 1-2 にあるように、いろいろ積極的に指導してもらっていて、停止命令等も出してもらっているんですけども、ちょっと地域が北比良・近江舞子・北小松に偏っているかなという印象で、実際に 8 月 15 日に湖北の菅浦というところで、うちの会長がカヤックをやっていると、このブイの内側でウエイクボードをやっていた。明らかにブイの内側で。外から通っているということなので、ちょっと地域的な偏りもないように指導していただきたいなというのと、水上バイクばかりがターゲットになっていますけど、ウエイクボードも結構波を起こして、他の方に迷惑かかるので、ちょっとそちらにも力を入れていただきたいなと思っています。

(会長) 基本的にはご要望というふうに受け取らせていただきますが、指導・警告数等が北比良・近江舞子付近に集中しておりますのは、特にその辺りの監視体制を強化しているためというようなことはあるのでしょうか。

(事務局) はい、そうですね。特にこの地域を重点監視地点ということでしているということもありますので、件数としてはこちらがかなり多くはなっているんですけども、もちろん湖東の方であったり、彦根の湖岸のところであったり、東近江の栗見新田の辺りとか、そういったポイントポイントを順番に監視船で回っておりまして、この件数として載っているのが、相手方に停止を求め、船舶番号を確認した上で注意・指導したものになっておりますので、口頭で監視船のマイクから注意したというものについてはこの件数に挙がっておりません。他の地域についても監視船で琵琶湖ルールの放送を流しながら回り、違反航行が見つかった場合には注意するというような形で監視活動を行っております。

(会長) 菅浦の方はどうですか。

(事務局) 菅浦の方になってくると、なかなか監視船の運行状況的に難しいというところがあり、陸上の方から湖岸を回って行っているというところでございまして、そこを発着点にして沖で遊んでいるという場合には、バーベキュー等をされている所に出向いて、航行規制水域を守るようにという形で指導をしております。

(会長) もちろん対象としてはウエイボードなども指導対象にはなっているわけですね。

(事務局) はい。

(会長) そうしましたら、なかなか地域的に、すべての地域を網羅してやるというのは難しいかもしれませんが、可能な限り、色々な地域での監視体制の強化をお願いしたいと思います。

他、いかがでしょうか。

(委員) 資料1-4のレジャー利用に関するアンケートの結果なんですけれども、わからないと答えた人が非常に多いですね。ということで、こういうアンケートに対して無関心なのか、内容がもうひとつよくわからないのか、ちょっとその辺りが見えてないので、ご説明をお願いしたいと思います。

(会長) その前に委員、具体的には、例えば、資料1-4のわからないといいますのは、

図の1-2とか、図の1-3で非常に答えた人が多いのはなぜなのかというご質問でしょうか。

(委員) そうです。

(事務局) 現計画の中では、琵琶湖レジャー利用監視員の方に、琵琶湖一帯に60名ぐらいおられる方を対象に騒音であったり、レジャー活動に伴う迷惑行為について、どのように感じますかという形で聞いているのですが、今年度につきまして、より県民の皆さんに対して、以前と比べてという形で聞かせていただいたということもありまして、わからないという回答が実際多いという結果にはなってしまったんですけども。以前と比べて騒がしくなったということであったり、迷惑行為が増えたなというように感じた方というように、少し大雑把な形にはなるのですが、お答えいただいたということになっております。

(会長) 質問の仕方が、以前に比べてどう考えられますかという質問だったみたいですので、以前と比べるとどうかと言われるとよくわからない、というようなところも多分に含んでいるのかもしれないということですね。

よろしいでしょうか。

(委員) それと、先ほど委員の方からありましたけれども、いわゆる水上スキー、あれ非常に寄せ波がきつくてですね。我々漁業者がシジミをかいている時にかなり影響を受けます。かなり遠いところで通っておられてもね、それが時間が経ってから大きな波で返ってくるので。恐らくジェットスキーしている人は、やはり人が見ているところでやりたいという願望があって、近江大橋とか、人や自動車がたくさん通っているんです。前回の会議でも言っておりましたけれども、そういう点、もうひとつやっておられる方はそういうような理解ができていますかどうかですね。そこらあたりを今後やっぱり指摘していただきたいというふうに思います。

(会長) よろしく願いいたします。

何か事務局の方から、ただいまのご要望について申し上げることはございませんか。

(事務局) ありがとうございます。

琵琶湖ルールというのは航行規制水域だけでなく、漁業者の方であったり、他のレジャー利用客に対して配慮して遊んでくださいということで、現在、航行規制水域になっていないところも含めて、まず苦情があったところについては、静かに沖の方で遊ぶようにという注意喚起をしております、指導ではないですけども配慮して遊んでくださいという周知活動の方ですね。そちらの方に取り組んでいきたいと思っております。

(会長) よろしくお願いたします。

(委員) 琵琶湖ルールですね。アンケートの方を私も今見ておりますが、特にというか、アンケートなので、結果に準じて少なければ周知の徹底ですね。これがそこそこの数だということならば、そのまま続けていけばいいのかなとは思っております。

以上です。

(会長) はい、ありがとうございます。

(委員) 資料の1-3について少し質問をさせていただきたいのですが、よろしいですか。

(会長) はい。

(委員) 釣り人アンケートの結果なんですが、琵琶湖ルールを知っている人、あと外来魚リリース禁止を知っている人、その知っている人の中で、どれだけリリースする人がいるのか、その内訳というのは説明ありましたでしょうか。

(会長) 内訳のご説明はありませんでしたが、これはどうなのでしょう。基データに戻れば、内訳のようなものは出せるのでしょうか。

(事務局) はい、出すことは可能です。

(委員) ぜひ、知らない人がリリースするっていうのは周知を徹底するということをするればいいんですが、知っているのにリリースする人たちがどれぐらいいて、なぜするのかというところは少しアンケートの項目に加えることができれば、その実態を把握することが可能かなと思うのですが、いかがでしょうか。

(事務局) ありがとうございます。

ご意見いただきましたように、リリース禁止について、知っているのにリリースしている人がどれぐらいいるのかっていうところですね。今回お示しはできていないんですけども、次回にそういった形でデータで示したいと思います。

(委員) はい、よろしくお願いたします。

(会長) あと、委員からは、次回以降、そういった方がなぜそうされるのかという理由な

どについてもアンケートで聞けるようにしたらどうですかというようなご提案でしたので、また検討していただければと思います。

(委員) このように、県内在住の方と県外在住の方で抽出をしていただいて、一般の方にどのような琵琶湖ルールを知っているかとか、リリースを知っているかとか、ルアーはどんなものを使ってますかというのを聞いていただいたという生のアンケートを出していただいたことは大変にありがたいと思っております。

私が一番知りたいのは、警告を受けた2件と指導・警告の数84件、この方がなぜそういうふうなことをするのかということ今度機会があれば聞いていただきたいんです。

周りの人はちょっと迷惑やなっている感じで、嫌やなという感じではわかるんですが、迷惑をかける人がなぜそういうことをしたいのかという理由を聞いていただきたいんです。その理由を聞いたところで、どういうふうに琵琶湖ルールというのを皆さんに具体的に示すことができるのかというところのそのヒントをいただきたいんです。

琵琶湖ルールという周知が本当に皆さんご存知ない。リリースはリリースをしちゃいけませんということでご存知ではある。だけど、ルールはルールで、具体的なルールは何かということを皆さんご存知ない。そのあたりのルールをもうちょっと具体的に周知を今後していただければと思います。

それは実際に迷惑行為をやっている人がなぜするのかというところから、これはしてはいけませんというところが抽出できるんじゃないかと思ひまして、大変難しいことではあるかとは思いますが、警告をされた時とか、停止命令を出された時、なぜあなたはこういうことをするんですか、こういうことをしてどういうところが楽しいんですか。一体人が危険だと思っておりますかとか、危険な人が近くにいると思っておりますか、みんなに注目されたいんですか、それともそういうやる自分の行為に対して、スポーツとしてやりたいんですかとか、何かそういう具体的になぜ迷惑行為をするのかというところのアンケートを次回お願いしたいと思います。

(会長) ありがとうございます。今の時点で事務局から何か。

(事務局) ありがとうございます。

違反者に対してアンケートという形では実施はしていませんけれども、私どもの方も違反行為見つけて指導したり、停止命令を交付した相手に、なぜそのような行為をしたのかということは確認をしております、よくあるのが、知らなかったという者もおりますし、知っているけれども目の前で、家族とか友だちと来ていて、近くでバーベキューをしている子がいるので、その仲間うちで見てもらいながら遊びたいという方であったり、そういった方が近くでやったりとか、また、全然知らないところですけども、委員から言っていたように、人に見られてやりたいということで、例えば、白鬚神社の方へ行ってやっている

者はそういうようなことを言ったりということは実際に聞き取りはしております、なかなか何割の人がどうでというところは示すことが難しいところではあるんですけども。私どもも指導している中で、そもそも知らなかったのかどうかとか、そういったところも聞き取るようにして指導の方は行うようにしております。

(会長) はい、ありがとうございます。

あとどうですかね。もちろん厳密に割合を出すというのは無理だと思うのですが、アンケートへの典型的な回答であるとか、そのあたりを少し報告書の方に入れておいていただくということはできますか。

(事務局) はい、可能です。どういった答えが多いのかということですね。引き続きになりますけれども、出すことができますので。

(会長) はい、よろしく願いいたします。

(委員) すみません、もう一つ。

生分解性プラスチックと従来のプラスチックとソフトルアーの材質についてという、これの資料1-3の図の5があるんですけども。生分解性プラスチックのルアーを使った方がよいのであれば、生分解性プラスチックのルアーを使ってくださいというような具体的な指導っていうのはおやりになっているんですか。

(事務局) 指導という形ではないんですけども、本日お配りしておりますウエットティッシュにも環境配慮型のもを選んでくださいというような文言があるかと思うんですけども。条例の中でも、環境配慮品を奨めるということが条文の中にも入っておりますので、そういった形で指導ではないんですけども、こういったものを使ってくださいねということの啓発活動はしているところです。

(委員) 今のプラスチック製ルアーのご質問というか、ご意見についてなんですけれども。生分解性のワームなりルアーが存在はしてはいるのですが、これはこれで推進というか、奨めるに当たっても完全にプラスチックは自然に戻るというものでも現状ないというのを私は聞いておりますので、今のものと生分解性のものと比べて、生分解の方を奨めていいのか、今のものを続けるのがいいのかっていうのは大事なところではないかと思えます。まだまだ研究も、良い悪いというのがわかってない状態なので、安易に生分解だということで押し進めるのはちょっとよくない面もあるのではないかと考えております。

以上です。

(会長) はい、ありがとうございます。

これいかがでしょうか。事務局の方で何かそのあたりは把握されておりますでしょうか。わかりました。そうしましたら、宿題にいたしましょうか。

ただいまの委員からのご指摘では、少なくとも、たぶん今出ている生分解プラスチックについては、従来のものと比べて、また違った意味での悪影響があるかもしれない。そのあたりはどうなんだというご指摘だと思いますので、そのあたり調べていただいて、次回ご報告いただければと思います。

よろしいでしょうか、委員、そういうことで。

(委員) はい、よろしく願いいたします。

(会長) 他、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、また後で遡ってのご質問でも結構ですので、ひとまず資料1-1から4までに関する質疑につきましてはここで打ち切らせていただきます。続きまして事務局の方から資料2-1以降に基づきましてご説明をお願いいたします。

(事務局) 議事(2)琵琶湖レジュー利用適正化基本計画の改定(素案)について説明。

(会長) ありがとうございます。

以上、基本計画の改定の素案についてのご説明でございました。特に前回お示いただきました骨子案、それに対する委員の皆様方の意見を踏まえた変更点を中心にご説明をいただきました。

先の調査、アンケート結果等についてまで遡ってでも結構ですので、併せまして何かご質問、あるいはご意見があればお受けしたいと思います。いかがでしょうか。

(委員) ご説明ありがとうございます。

前回の県外の人に対する教育であるとか、そういったことも織り込んでいただいて、ローカルルールというのをもっと具体的に示していけるような組織というのをつくって行って、ローカルルールをもっと具体的に県内外の人に知らせて行っていただけるといような素案をつくっていただいたこと、まことにありがとうございます。

ひとつちょっと気になることなんですが、迷惑駐車防止。これ48ページの(イ)迷惑駐車防止を削除とあるんですけども。迷惑駐車等も増えているという声があるという文言があることに対して、なぜこの迷惑駐車防止っていうのを削除されたのかをお聞きしたいです。

(会長) はい、事務局の方からお願いいたします。

(事務局) こちらの方は関係課の方に照会をかけさせていただきまして書かせていただいているところございまして、本日、警察本部からお越しいただいていると思いますので、ちょっとよろしいですか。

(県警) その件に関しましては、レジャー客だけを狙い撃ちにするような取締ではなく、今現在もしているように、住民の方であろうが誰であろうが駐車違反すれば平等に取り締まるという方針ですので、こちらからは除かせていただきました。

(会長) 今のようなことでよろしいでしょうか。

(委員) はい。ご説明を聞くとわかるのですが、いきなり削除とされると、迷惑駐車が増えてきているのに、何も県は対策を打たないのかなと思われるので、迷惑駐車っていうのもやはりこのレジャーのマナーの中の一つという考え方もありますので、迷惑駐車をしないような啓発というふうな形で残していただければと思います。

やはりこれを見られた方は、実際に迷惑駐車というものはあるのにもかかわらず、県警の方々はレジャーだからというふうな、そういう枠の中では取締はしてないということで今ご説明を伺って、そのとおりだなと思いました。しかし、ローカルルールをつくる上では、駐車違反の区域でなくても、ここに停めたら迷惑になるという、それも一つのローカルなルールでございますので、そういう迷惑駐車というものは少しどこかに載せておいていただきたいと思うんですが、いかがでございましょうか。

(会長) いかがでしょうか。趣旨としては、レジャー利用客だけの迷惑駐車を特に取締るということはないというのはもちろんだとは思いますが、レジャー利用客も含めて全体的に迷惑駐車の防止を図っていくというふうな、そういう趣旨の内容をどこかに残せないかというご提案ですが、いかがでしょうか。

(事務局) ご意見ありがとうございます。

この今のご提案につきましては、また関係機関や県警さん等とも相談しながら、また検討させていただきたいと思います。

(委員) お願いします。

(委員) 資料2-2の44ページのところですけれども、いろいろ追加していただいておりますけれども。(ウ)のところ、今説明を聞いたらわかるんですけど。プレジャーボートを含むなのか、プレジャーボートによるなのか、迷惑行為の防止に関する啓発とい

うところを加えられるということですが、ちょっと説明を聞かないとわからないので、ここにもプレジャーボートという言葉。迷惑な釣り人もいるので、いろいろ入れないといけないかもしれないんですけど。その辺ちょっと具体的にわかるように考えていただきたいなと思いますし、先ほどの迷惑駐車の問題もこの項目に加えたならどうなんですかね。完全に抜いてしまうというのは、やはりあんまり良くない。ちょっと変なメッセージが伝わりそうなので良くないと思います。このマナーの向上のところに加えるぐらいなら、もうちょっとこちらの方の管轄でいけるんじゃないかなと思います。お願いします。

(会長) 2つ目の、先ほどの迷惑駐車の問題をここへというのは、また先ほどの検討の中で候補の一つとしてあわせて検討していただければと思います。

1点目ですが、44ページのウの(ウ)ですね。2行目の迷惑行為の前に、いくつか具体的な例示をしてはどうかというご意見でございます。事務局、これは大丈夫でしょうか。よろしく願いいたします。

(委員) 今回の変更点の中でローカルルールの推進というのは非常に私いいポイントだというふうに思います。やはり県政の立場から末端の市町村まで、そういう活動を徹底する方針、あるいは活動を徹底するのは非常に難しいかなという中で、このローカルルールの推進というのはいいと思うんですが、ちょっとこの言葉尻にこだわるんですけども。地域住民等による組織づくりへの支援というところなんです、県政からいきなり地域住民というのはちょっと段差がありすぎるのかなと。やはり県の指導があって、その下には市町村、行政でいいますとそういう体制があると思います。したがって、こういう活動もいきなり住民に振るということではなくて、各地域の市町村、行政が中に入って、もう少しテコ入れといいますか、それを推進する組織ということのお手伝いというのをもう少し前面に出した方がいいんじゃないかなというのが私の意見です。

具体的にいうと、最初の議題の方にありました、この資料1-1を見てましても、プレジャーボートの利用者数は地域によって大分変遷しているのはもう認識されていると思います。この中で、今一番人気のある近江舞子なんかは減少という形になってはいますが、よくよく見ると北小松、大津市なんかはもう倍増しています。同じように二本松、長浜市もここはもう3倍近い利用者が増えているという。これはやはり地域によっての特性が出ているという反面、この変化の中でリスクも大きくなる可能性があります。こういったあたりも、県の方から各市町村に情報発信していただいて、そういうことの啓蒙をぜひ一体となって推進していただくような、そういう発信をしていくのがふさわしいのかなというふうに思いました。このあたりどのお考えでしょうか。

(会長) 事務局の方からお願いいたします。

(事務局) ご意見ありがとうございます。

仰ることはもっともであると考えておりまして、私どももこういった書き方はしておりますが、やはり市町という行政機関を飛ばすというのはなかなか進めるにおいても難しいかなというように考えておりまして、こういったものを支援するには、直接住民さんとのお話の部分もありますが、そこを管轄している市町の方とも連携するというか、関わっていただくというようなことは進める側からは考えているところでございます。

ちょっとこの書き方を見てましたら、たしかにそのあたりは明示されていませんが、内容としてはそのような形で考えておるところでございます。

(会長) ローカルルール、あるいはその前の自主組織づくりの支援のようなところにも、具体的に市町村との協議であるとか、連携とか、そういう文言をまず入れてはいかがでしょうか。お願いいたします。

今の件はよろしいでしょうか。

(事務局) 検討させていただきます。

(事務局) 若干補足をさせていただきます。

ここで書いているローカルルールというのは、条例の中では第19条の2というところに、レジャー利用の適正化に関する地域協定という定めがあって、そこを指してローカルルールというふうに言うておりまして、ちょっと表現の仕方がわかりにくい。その部分については、少し、今係長が申し上げたように検討もいたしますけれども、その中の表現でこの今計画の案にありますように、地域住民、レジャー利用者、関係事業者、またはこれらの者が組織する団体はこの環境への負荷の低減を図るために、この地域協定を締結し、これを知事に提出して認定を受けることができるという規定がありまして、一応それを念頭においてこの記述をさせていただいている。いろんな形があると思いますけれども、もちろんその関係者の方に、今申し上げるように、市町あるいは県警の方などを含めて色々な形があると思いますので、そのあたりのことが十分にわかるように、少し配慮しながら。そういう趣旨でということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

(会長) はい、ありがとうございます。

(委員) よろしいでしょうか。

わかりました。ありがとうございます。ということは基本的に窓口は、やはり県になるということですか、これは。市町村には窓口は、そういう地域協定の窓口にはなれないという、そういうことなんですか。

(会長) どうでしょうか。

(事務局) そうですね。まずこの条例自体が、条例に基づく地域協定というところになりますと、県の条例になりますので、県が窓口になるんですけれども。その中で、関係する市であったり、そういったところにも、もちろん県の関係機関になる場合もありますけれども。そういったところと連携しながら進めていくというところで現状動いております。地域協定ではないんですけれども、先ほどの彦根市の松原スロープの件でいきますと、もちろん市の観光企画課さんであったり、各課で県と市で連携して、さらに自治会さんも含めて連携して取り組んでいるというところがございます。まず一旦の窓口としましてはレジャー条例というところで県の所管になりますので、この琵琶湖保全再生課が県における窓口になります。

(委員) ありがとうございます。

条例の仕組みであれば、それはもっともだと思うんですが、どうしても県のレベルになったら敷居が高くなると思うんですよ。やはり地域の住民の皆さんがやっぱり地域の中で活動しやすいという形にすると、一番身近な行政組織。だから、やっぱりそこがうまく中に入って、うまくインターフェイスみたいな形で役割をしていただくと条例のいろんな発信もかけやすいのかなど。それが地域のいろいろな条例の展開、横展開の活性化につながるというふうに思います。

以上です。

(会長) ぜひ、そのような形での運用をお願いします。

これ確認ですが、ひとは元々が県のレジャー利用適正化条例の計画の中での地域協定ということですから、当然県が責任を持つということ、それに加えて大雑把に言うと、滋賀県の仕組みで言うと、琵琶湖に関しては県の所管になって、だけど琵琶湖の湖岸になると市町の所管になる。この地域協定のところで、ちょっと微妙だなと思いますのは、多分に陸上側のいろんなマナーであるとか、そのあたりも当然地域協定の中に入ってくるでしょうし、そのあたりになると当然地元の市町さん等と十分に協議した上でやっていかなきゃいけないと、そういう理解でよろしいですか。

(委員) 今のこの流れでいいのか悪いのかちょっとわかりませんが、前回委員の方に質問というかご意見をお願いしますというので、釣り人、バスプロがホームページ上で条例を間違った解釈でというご意見があったんですけど。それに対しての意見をお願いしますということをおっしゃったので、それについて私の思うところを伝えたいと思うんですけど。この場で大丈夫でしょうか。

(会長) はい、わかりました。もともとその他で取り上げる予定でしたが。

(委員) 前回の会議になるのですが、委員の方から、ある釣り人が滋賀県の条例を間違った解釈でホームページ上にアップして拡散じゃないですけど広めている行為があるということをおっしゃられてたんですけど。それに対して我々というか、私どもの釣り協ですね、私もそうなんですけど。ある一定の個人、個別の釣り人の行いに関して勝手なことも言えないし、無責任な発言は控えたいと思うんであります。

私どもの立場としては、条例は条例ですので、円滑かつ公正な運用で琵琶湖のレジャーがより良い方向に進んでいけばいいのではないかと考えております。そういうことでございます。

(会長) はい、ありがとうございます。この流れですから、その他で予定しておりましたが、今の時点で、前回の委員からのご質問に対する県からの回答をお願いします。

(事務局) 前回の委員の方から、まずバスプロがリリースするのは認められるのかという観点と、それから、この行為がレジャーであるかないかの線引きの内容についてはどうなのかというご意見とご質問をいただいたところでございまして、その際に、今回の審議会において回答をさせていただくということで前回終わっていたということでございますので、これに関する県の見解ということで少しご説明をさせていただきたいと考えてございます。

まず大前提といたしまして、琵琶湖の生態系を健全な姿で次の世代に引き継いでいくというために、県では外来魚ゼロを目指していろいろな施策を進めておるところでございまして、レジャー活動外で、もし外来魚を採捕された場合でありましてもリリースをしないということをお願いしているところでございます。

これらを踏まえまして、まず条例による規制の対象となるかどうかにつきましては、採捕したのがバスプロといわれる方であるかどうかということではなく、その採捕された行為がレジャー活動として行われたものかどうかということによって決まるということでございます。

この場合のレジャー活動として行われたものか否かにつきましては、例えば、生業として報酬を得るための行為であるといった観点から、客観的に、あるいは総合的に、また個別に判断すべきものであるというように考えておりまして、仮にその行為がこの条例に照らし合わせてレジャー活動でないと判断される場合でありましても、冒頭申し上げましたとおり、県の施策方針に従ってリリースしないというようにお願いをすることになるということでございますので、バスプロの方がレジャー活動外でリリースをしてもよいかということになりましても、県の大前提としてはリリースしないというお願いをしていくということをお県としては考えておるところでございまして、これがレジャー活動であれば、当然レジャー条例に照らして検討するということになりまして、そうでない場合についても県の方考え方としてリリースしないでほしいというお願いをするということをご理解いただきたい

いと思います。

以上でございます。

(委員) 議事録に残るので曖昧なままにしといた方がいいんですかね。はっきり言ってしまうと、このリリース禁止条例に対してもバスプロは当てはまらないという。けれども、県の方針としてはリリース禁止をお願いしたいということになってしまうんですけど。すると向こうの思うつぼで、バスプロはこのリリース禁止条項に当てはまらない。

(事務局) まずバスプロの定義というのは個別に、ケースバイケースで判断していくということがございますし、リリースをしていいと言われると、リリースはしないでほしいということでございます。

バスプロとおっしゃってる方がされている行為は条例でいうレジャー行為に該当するというのであれば条例違反ですし、もしレジャー活動でないとした場合につきましても、条例の裏付けはないんですがリリースはしないようにお願いしますということ、琵琶湖においてはしないでほしいということでございます。

(委員) やはりバスプロがレジャーに当たらないという判断をされる場合もあると。このリリース禁止条例に引っかけられないとなってしまうということもあるという回答になってしまうんですけども。バスプロがレジャーかどうかというのを判断するというのが難しいところ、曖昧なところではあるんですけども。いろいろと問題がありそうな感じはします。

(会長) 事務局、何かその点についてコメントはありますか。

私の方から1点確認は、適正化条例の第5条ではだめなのでしょうか。第5条では、関係事業者は、県が行う環境負荷低減への取組に協力しなければならないとなっています。関係事業者って、要するにレジャー産業等の関係事業者ですよ。当然バスプロも、それ以外のマリナーの経営者とか、そのあたり全部関係事業者という言葉に含まれていますね。プレジャーボートの規制もそうですし、外来魚のリリース禁止も県が行う環境負荷低減への取組ですよ。それに協力しなければならないって第5条で謳っていますから、それを適用できるのではないのでしょうか。

だから、先ほど言われたように、第18条でしたっけ。第18条に関してはレジャー利用に伴うって頭書きがあるので、それは場合によってはバスプロに適用されない場合もあり得る。だけど、一番条例の趣旨に当たるような頭の部分で、第4条がレジャー利用者、第5条が関連事業者の協力の義務みたいなものを謳っていますので、条例の根本のところに関係事業者に協力を求めているという理解でいいんじゃないかと私は思うのですが。

(委員) ちょっと難しいんですけど。バスプロはレジャーの関連事業者であって、リリース禁止には協力するべきだという理解でよろしいのでしょうか。

(会長) 私はそう思います。

(委員) ひょっとしたら、この場ではまず大前提に琵琶湖での外来魚はリリースしないというのが、一般的な解釈であるというふうに皆思っておるのですけれども。実際にバスプロといわれる方はバスプロのプライドもお持ちなので、そういったことをすべて理解しておられるかといったら、全くやっぱり理解しておられない。

レジャーとスポーツ、プロは違うんだってご自分で判断されていて、だから、レジャー条例ではリリースは禁止だけれども、自分はプロでスポーツだからリリースしてもいいんだっていうふうに自己判断で解釈しておられることをSNSで拡散されているというのが今の実状だと思うんです。

それをプロの方がおっしゃったら、スポーツされている方は従われますよね。でも、県の方では、まず琵琶湖ではリリース禁止ですっていうことを掲げているにもかかわらず、それが浸透しないということは、琵琶湖では外来魚をリリースしてはいけないのですよということも前面に出すような工夫をすればいいんじゃないでしょうか。

たぶん皆さん条例であるとか、そういうふうなものを全然理解されてないから、自分勝手に理解されていて、言葉尻で理解されていると思うんです。ですから、琵琶湖ではレジャーであれ、スポーツであれ、プロであれ、琵琶湖では外来魚のリリース禁止ですというふうな何かそういう強く訴えるような発信をすればよいのではないのでしょうか。何かひとつ工夫が要るんじゃないかなと思います。お話を聞いていてですが。

(事務局) いろいろご意見あると思いますが、県の立場からすると、その条例を守って、要するに条例に該当するか否かとか、今の条例でいいますと、外来魚の再放流の禁止という第18条に該当するかどうかということについては、これは一定の線引きが当然あって、これは該当する、しない、それしかないんです。これについては、先ほど来申し上げているように、そのレジャー条例、再放流の禁止の条項の部分では、これはレジャー活動に伴うということなので、その行為がレジャー活動であるかどうかという判断でこの条文に該当するかどうかということが決まる。

だから、バスプロだからどうかということではない。バスプロが本当に生計を立てて、これが仕事でやっていることであれば、今の再放流禁止のレジャー活動に該当しないこともあり得るというふうには思いますが、一方で、本当にそれがレジャー活動でないとと言えるか。レジャー活動であると言えるか、ないと言えるかということについては、これは厳密にいうと、それこそ裁判で白黒はつきりするという部分も出てくると思います。

ただ、今申し上げているように、線引きというのは、こういうレジャー活動か否かという

ところで線引きをしているということがあるというのが1点と、それから会長がおっしゃったように、一方でこの関係事業者の責務という条項もありますので、ここで読めるかどうか。その場合は、どういう責務があるのか。その再放流に関して、当然条例では関係事業者として再放流しないように。この県の条例の趣旨に沿って協力するよという責務があるということをお願いすることになる。

もっと言うと、一番最初に、大前提というふうに申し上げたように、今、委員がおっしゃったように、県としては外来魚ゼロを目指して施策を全体として進めているので、その施策に協力するという責務が県民には、環境基本条例にも大きく言うがありますが、そういう責務がありますので、それに違反した場合の厳密な規定、例えば、禁止規定、罰則という段階があるということでご理解いただいて、どこに当てはめるかどうかということは結構厳密できっちりした話になる。

全部飲み込んで、県としては外来魚ゼロを目指してリリースはしていただかないよということを考えているということは、これは間違いありませんので、それに向けて皆さんの協力、責務を果たしていただきたいということでございます。

(会長) よろしいでしょうか。

(委員) それが皆さんにわかればよろしゅうございます。

(会長) より強いアピールというか、明確なメッセージを皆さんにとということになります。

(委員) バスプロがどうだとか。滋賀県の条例を厳守するというのは大前提にもちろん考えていますし、そこで意見したいのですが。

リリース禁止条例ができて、リリースを守る、条例を守るという立場、考え方で僕もありますが、一個人、人として積極的に命を奪う行為がレジャーなのかというと、そこには多少の違和感もありますし、なるべくルールだからってということで魚の命や生態系維持なりは大事なことだと思うんですけど、その積極的な命を奪う行動を釣り人に担わせてしまう。命は大事にしたいなというのは個人的な意見として思います。

(会長) 途中で一旦音声途切れたようですけども。もう一度お願いできますでしょうか。

(委員) 琵琶湖の、滋賀県の条例を守るというのは大原則の立場で意見はするんですけど、魚にも命があるんだよということは言いたかったです。

(会長) それに対して何か事務局の方からありますでしょうか。

(事務局) ありがとうございます。

さまざまなご意見、今の委員のようなご意見があることも理解しております。これについては、どのようなやり方がいいのか、どのような考え方でいくのか、さまざまなご意見をいただいて、変えるべきものがあるのであれば、それは十分検討していきたいと思います。

(会長) なかなか委員もおっしゃるように、外来魚駆除に関する本質的な問題点でございます。本来であれば外来魚の駆除が目的ではなくて、在来魚をいかに増やすか。もともと在来魚等に影響のない外来魚については駆除する必要は全くないわけございまして、そのあたり本質として何を指すかというところの議論が同時に必要かなというふうに思います。

ご意見として承らせていただきました。ありがとうございます。

(委員) 1つ目の議題の時に伺えばよかったんですが、釣り上げた外来魚をどう処理するかという点に関して、1つ持ち帰るという項目があるんですけども。これは食べるとかしているという項目は他にありますよね。持ち帰って一体どうしているのかっていうことまではアンケートでわかってないんでしょうか。

(会長) 事務局の方からお答えいただけますでしょうか。

(事務局) 持ち帰った人、外来魚をどうしているのかというところなんですけども。ちょっとそこまでは聞いていないというところまでして、私がいくつかアンケートの中で聞いたのは、持ち帰って猫等のえさにするとか、そういう話は聞いたんですけども。個別には聞いていないです。

(委員) ちょっと気になったのが、例えば、水槽で飼ってみたいなどと生きたまま持ち帰っているケースがないかどうかなんですね。もしそういうことがありますと、これはもう外来生物法違反になりますので、琵琶湖から持ち出した魚を他の所に広める原因になりかねないので、県の条例ではなくて、これはもう全国的な法の問題なので、生きたままの魚を持ち帰らないようにということも啓発活動を一緒をお願いしたいと思います。

(会長) ありがとうございます。まさにおっしゃるとおりですね。

事務局、この点につきましては重々お願いいたします。

他、いかがでしょうか。全体を通しましてのご意見でも結構ですけども。

先ほどのスケジュール案でも次回はもう答申案になりますので、今回の基本計画の改定に当たりまして、大きな変更等が必要であれば、この場で、今日ここで少なくとも議論の俎

上には載せておいていただきたいと思います。

(委員) 施策の基本方針という 25 ページに書かれていますけれども。現在コロナが蔓延しているということで、また第3波が来ているといわれている中で、この状態でいろいろと自然環境等に影響が出てきて、こういうふうなレジャー環境もいろいろと問題があることを抽象的に書いてあるんですけどね。

先ほどから説明されている中で、例えば財政がひっ迫しているのも、こういうコロナとかそういうものが蔓延した時の、いわゆるそういう保険適用がどうのこうのとか、そういう具体的なことをもうちょっと明記して、今後、もしそういうことがあつては困りますが、そういう時にはすぐに対応できるように、そういう項目を入れてもらうとどうかかなというふうに感じました。そこだけです。

(会長) いかがでしょうか。事務局の方から今の時点でただいまのご意見につきまして。

(事務局) ご意見ありがとうございます。

今すぐにどういう内容がというのは思い浮かべられないんですけども、そのあたり持ち帰って検討させていただきたいと思います。

(会長) なかなか難しいですね。

(委員) はい、了解しました。

特にやっぱり密の問題がやかましく言われてますんで、そこらあたりの規制というんですかね。そういうことがちょっと感じられました。よろしくお願いします。

(会長) なかなか難しいと思いますけれども。このコロナの後といえますか、続くのかもしれませんが、ひょっとして滋賀県としてのレジャーのありようは従前とかなり変わってくる可能性がありますよね。それがどう変わるかというのは今の時点で想定するというのは非常に難しいとは思いますが、少なくとも変わり得るという想定の中で対応できるような基本計画の考え方というのは大切かなというふうには思います。

非常に具体的には、釣り人の数とか、キャンプ等の人の数とか、そのあたりはちょっと読めませんよね。全国的にはキャンプ客が減っているとはいってしましても、最近何かテレビでは、よくキャンプがブームだということも聞きますし、また滋賀県は滋賀県で、近隣府県とは違うキャンプについての状況にあるかもしれません。

ぜひそのあたりにも対応できるような形でお願いしたいと思っております。

いかがでしょうか。繰り返しになりますが、全体を通じて、遡ってのご質問でも結構です。何かございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、議事、議題といたしまして、続く（3）その他ということですが。

（事務局） これは、先ほどのバスプロの件のみでございます。

（会長） そうしましたら、よろしいでしょうか。

では、以上をもちまして本日の審議会の方は終了させていただきます。

本日も貴重なご意見を伺いましたので、このあたりを十分に反映した形で、次回は11月の中旬以降ということでしょうか。次回には基本計画の答申案をお示しいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

そうしましたら、司会進行の方をお返しさせていただきます。